『事業系ごみ』の正しい処理にご協力ください。

会社やお店などから出る『事業系ごみ』は
「家庭ごみステーション」には出せません！！

事業所から出たごみを家庭ごみステーションに出す行為は，ごみの種類・量に関係なく**不法投棄**とみなされる場合があります。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第３条（事業者の責務）

事業者は，その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

会社やお店などから出るごみは，『事業系ごみ』です。『事業系ごみ』は，一般家庭**以外**から出るごみをいい，事務所から出るごみだけでなく，個人事業主・飲食店・工場・農業・病院・NPO等の事業活動に伴うごみも該当します。

○『事業系ごみ』の区分

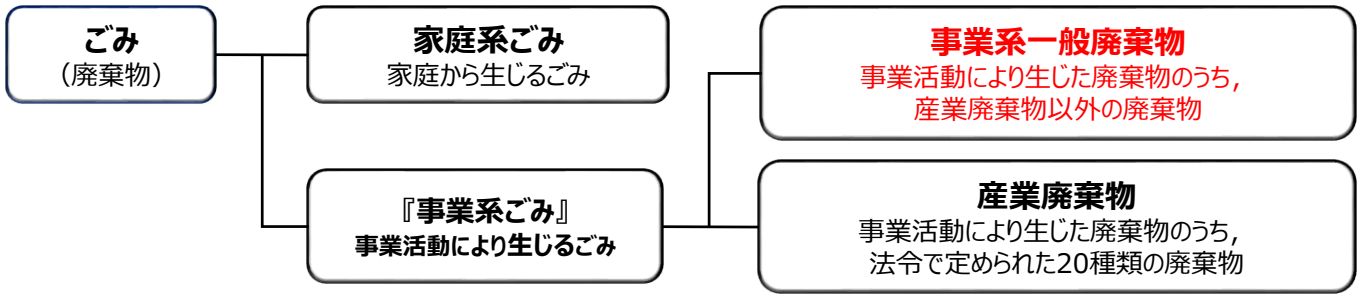

事業系一般廃棄物とは？

事業系一般廃棄物とは，事業活動に伴って生じる廃棄物のうち，産業廃棄物以外の廃棄物が該当します。具体的には，お店での残飯（厨芥類）や，草，タバコの吸い殻，ティッシュなどです。同一の性状であっても，業種によっては産業廃棄物となる場合があります。

種類	一例（この他にも該当するものはあります）	
事業活動に伴う産業廃棄物以外の廃棄物		落ち葉，生ごみ（厨芥類），タバコの吸い殻，ティッシュ，紙類（コピー用紙，段ボール等），割りばし等

○事業一般廃棄物の処理方法

○パターン１：
奄美市の一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を委託（有料）

○パターン2：
事業者自身で名瀬クリーンセンターに搬入
（重量に応じて手数料がかかります）

※産業廃棄物を名瀬クリーンセンターへ持ち込むことはできません。
※名瀬クリーンセンターへの搬入方法や，市の許可業者は市のホームページをご確認下さい。
※無許可の業者に委託してはいけません。罰則の対象となります。

産業廃棄物とは？

産業廃棄物とは，事業活動に伴って生じる廃棄物のうち，法令で定められた以下の２０種類が該当します。例えば，洗剤，天ぷら油，発砲スチロール，ビニール袋，はさみ，窓ガラス，茶わん，植木鉢などを事業所から捨てる場合は，少量であっても産業廃棄物となります。

あらゆる事業活動に伴うもの	①廃プラ類　②ゴムくず　③金属くず　④ガラスくず，コンクリくず，陶器くず　⑤がれき類　⑥燃え殻　⑦汚泥　⑧廃油　⑨廃酸　⑩廃アルカリ　⑪鉱さい
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず　⑭木くず　⑮繊維くず　⑯動物性残さ　⑰動物系固形不要物　⑱動物の糞尿　⑲動物の死体
排出形態により限定	⑫ばいじん　⑳上記産業廃棄物を処分するために処理したもので，上記に該当しないもの

○産業廃棄物の処理方法

○鹿児島県が許可した産業廃棄物処理許可業者に収集運搬または処分を委託
（委託契約及びマニフェスト交付が必要）

※産業廃棄物処理業者の案内は鹿児島県のホームページを参照下さい。
※無許可の業者に委託してはいけません。委託者も罰則の対象となります。

【事業系一般廃棄物と産業廃棄物について】

1.事業所から出された『蛍光管』，『電池』は産業廃棄物です。

※家庭ごみの収集場所やリサイクルステーションには出せません。
※他の産業廃棄物と分けて排出してください。

2.家電小売店等が，家庭から『下取り』した小型家電等を処分する場合は，産業廃棄物として処分しなければなりません。

※特定家庭用機器（エアコン，テレビ，冷蔵庫・冷凍庫，洗濯機・乾燥機）は，家電リサイクル法の対象です。

3.リサイクルショップが家庭から『買取り』した商品を処分する場合，事業系一般廃棄物と産業廃棄物を区別して適切な処分を行って下さい。

※木製品（木くず）や天然繊維製品（繊維くず）等は事業系一般廃棄物です。
※プラスチック製品や合成繊維製品等（廃プラ類），金属類（金属くず），ガラス製品や陶器類（ガラスくず，陶磁器くず等）等は産業廃棄物です。

○一般廃棄物についてのお問い合わせ
奄美市役所　名瀬総合支所　環境対策課　生活衛生係　0997-52-1111（内線5321～5323）
笠利総合支所　市民課　市民サービス係　0997-63-1111（内線3041）
住用総合支所　市民福祉課市民サービス係　0997-69-2111（内線2303）

●産業廃棄物についてのお問い合わせ
鹿児島県大島支庁　保健福祉環境部　衛生・環境室　環境係　0997-52-5411